

船橋市児童相談所夜間休日電話相談業務委託

プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

『児童相談所虐待対応ダイヤル「189」』及び『船橋市児童相談所代表ダイヤル』における時間外の相談受付業務を委託することで、児童虐待通告及び子育て相談等に迅速かつ確実に対応し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる体制の構築を目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 業務名

船橋市児童相談所夜間休日電話相談業務委託

### (2) 業務場所

別紙「船橋市児童相談所夜間休日電話相談業務委託 仕様書」6 実施場所のとおり

### (3) 業務内容

別紙「船橋市児童相談所夜間休日電話相談業務委託 仕様書」のとおり

なお、業務内容に記載はないが、企画提案に本業務に有効な内容があった場合には、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された請負金額が変更されることはない。

### (4) 業務履行期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで※

※契約締結日から業務委託始期（令和8年7月1日）までの間に市との打合せ及び必要な事前準備などを行うこと。（この間の費用については、提案限度額に含む。）

## 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務は、児童虐待通告・子育て相談等に迅速かつ確実に対応する必要があり、本件従事者には専門的な技術や経験が要求され、標準的な業務内容が定まっていないものである。

児童相談所への相談受付業務を委託することは、船橋市としても初の業務となることから、専門的な知識や他市での同種業務の経験を有する業者からの提案を受け、これを評価し、受託候補者を特定するものとする。

## 4. プロポーザル方式の方法及び理由

夜間休日電話相談業務委託の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから、公募型とする。

## 5. 選定スケジュール

No.	項目	日付
1	公募開始	令和8年4月1日（水）
2	質問書の締切	令和8年4月10日（金） 17時まで
3	質問書に対する回答	令和8年4月14日（火）

4	参加申込書の受付締切	令和8年4月17日（金） 17時まで
5	参加資格確認結果通知	令和8年4月21日（火）
6	提案書等の提出締切	令和8年5月1日（金） 17時まで
7	プレゼンテーション（面接審査）	令和8年5月13日（水）
8	審査結果通知	令和8年5月19日（火）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更される場合がある。

## 6. 参加資格

参加資格は次に掲げる事項とする。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格（令和8年度）を有すること。ただし、参加資格を有していない場合は、会社の規模、財務状況等について、競争入札有資格者申請と同様の審査を受けたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条各号に掲げる者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から起算して過去3年間において、他自治体にて本業務と同内容（児童相談所・一時保護所における夜間休日帯の電話相談業務委託）の委託契約実績を有していること。

## 7. 参加申込方法

- (1) （第1号様式）参加申込書に必要事項を記入・捺印し提出すること。

※6. 参加資格（1）に記載の通り、参加資格を有していないものは、以下の書類を追加で添付すること。

追① 法人の登記事項証明書（写し可）

追② 印鑑証明書（写し可）

追③ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

追④ 納税証明書（写し可）

・国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

・県税：千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）※千葉県内に事業所を有する者に限る

追⑤ 市税納付確認書※本市に事業所を有する者に限る

(2) 提出方法は、持参若しくは郵送（書留等送達記録が残る方法に限る）とする。

(3) 提出先は以下のとおりとする。

〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号

船橋市保健福祉センター内 児童相談所開設準備課

(4) 提出期限は、令和8年4月17日（金）17時必着とする。

(5) 参加資格の結果通知は、書面により通知する。

## 8. 提案限度額

¥31,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 8年度	¥13,750,000円
令和 9年度	¥18,150,000円
総 額	¥31,900,000円

※1 この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※2 提案限度額を超えて提案することはできない。なお、この提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

## 9. 選定

本プロポーザルについては、評価委員会が総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

## 10. 提案方法等

(1) 質問

① 質問は、質問票（指定様式）に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること。

E-mail: [jidosodan@city.funabashi.lg.jp](mailto:jidosodan@city.funabashi.lg.jp)

※評価等に影響をおよぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受けけない

② 質問期間は、令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）17時までとする。

(2) 質問への回答

① 期限内に受信した質問に係る回答については、本市ホームページ上の下記アドレスに質問者名を伏せたうえで掲載する。なお、回答に対する再質問は原則受け付けない

い。

② 回答日は、令和8年4月14日（火）とする。

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

① 提案書（様式任意）

② 誓約書

③ 見積書（様式任意）

(4) 提出方法

上記①②③の書類を、1つのA4ファイルにまとめて調製したうえで、正本1部、副本10部、電子データ（機能要件一覧はExcel形式とし、その他の資料はPDF形式とする）を船橋市保健福祉センター内の児童相談所開設準備課まで持参若しくは郵便（書留等送達記録が残る方法に限る）にて提出すること。電子データは1枚のCD-R等にまとめて記録し、書類とともに提出すること。

(5) 提出期間

令和8年5月1日（金）17時必着とする。

(6) 書類審査

提出書類に基づき審査を行う。

(7) 面接審査（プレゼンテーション審査）

① 日程 令和8年5月13日（水）

② 場所 船橋市保健福祉センター 小会議室1（船橋市北本町1-16-55）

③ 出席者 1社5名以内（本業務の担当予定者を含む）。

④ 実施時間 1社40分以内（セッティング・撤去・質疑応答に係る時間を除く）。

⑤ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター・RGBケーブル・HDMIケーブルとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

## 1.1. 審査結果の通知及び公表について

(1) 審査結果については、参加者全員に書面にて通知する。

(2) 審査結果については、市ホームページに特定した受託候補者及び次点を公表する。

(3) 公表する項目は、参加業者名・採点結果（ただし、受託候補者及び次点以外の参加業者と採点結果は対応させない）とする。なお、参加業者が2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。

## 1.2. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を令和8年5月1日

(金) 17時まで提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示されたときに提示する。

### 13. 注意点

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 応募に伴い、応募者はこの実施要領に記載する一切の事項を承諾したものとみなす。
- (4) 必要に応じ、書面内容等の確認のためヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- (5) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (6) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様について協議により訂正・追加・削除を行い確定した後、見積合せを行う。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (7) 協議が整わなかった場合、もしくは最適候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議することがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (9) 評価に係る問い合わせは一切受付けない。
- (10) 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
  - ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
  - ④ 参加資格要件を満たしていない場合
  - ⑤ 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
  - ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
  - ⑦ その他評価委員会が不適格と認めた場合

### 14. 事務局

〒273-8506 船橋市北本町1丁目16番55号

船橋市こども家庭部児童相談所開設準備課（船橋市保健福祉センター内）

担当者 今永・本郷

電話番号 047-409-2816

FAX番号 047-409-2817

Mail [jidosodan@city.funabashi.lg.jp](mailto:jidosodan@city.funabashi.lg.jp)

附則

(施行日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は最終審査結果通知日をもって、その効力を失う。